

令和4年第7回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和4年7月7日(木) 午後1時20分から午後1時55分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (18人)

会 長	19番	谷 則男
委 員	2番	服部 茂
	4番	奥村 郁雄
	5番	稲田 正文
	6番	村田 清美
	7番	田村 勝美
	8番	阪部 幸弘
	9番	西村 修
	10番	森澤 明
	11番	上田 國和
	12番	園田 正夫
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	新井 泉次
	16番	森島 孝司
	17番	新井 源吾
	18番	木村 正樹
	20番	堀井 吉夫

4. 欠席委員 (2人)

	1番	北澤 良祐
	3番	狩野 雅史

5. 議事日程

日 程 第 1	会期決定の件
日 程 第 2	会議録署名委員決定の件
日 程 第 3	報告 第17号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
日 程 第 4	議案 第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日 程 第 5	議案 第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認 について(利用権貸借)
日 程 第 6	議案 第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日 程 第 7	議案 第21号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
日 程 第 8	報告 第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)
日 程 第 9	報告 第18号 農地法第4条第1項の規定による届出について(専決)
日 程 第10	報告 第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 田畑 徹
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>(議席番号1番 北澤委員、3番 狩野委員、から欠席届が提出されています。)</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中5名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和4年第7回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、7番 田村委員、8番 阪部委員よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお問い合わせいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号10番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号10番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市中 ●● ●●です。</p> <p>権利の種類は3条の有償移転です。</p>

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。父とともに農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号10番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号11番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号11番について説明します
内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●● ●●です。
権利の種類は3条の有償移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●さんが所有されている市内農地については適正に管理されていることを確認し、京田辺市農地については京田辺市農業委員会から適正に管理されていることの報告を受けています。また、今回譲り受ける農地については、現地権者と共同で耕作を行います。ご審議をお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号11番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を

満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します

会 長 日程第4、議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号21番から24番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号21番から24番については同一借受人譲受人のため取りまとめて説明します。

受付番号21番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市水主 地目は畑 面積170平方メートル 賃貸借です。

賃貸人は 城陽市水主 ●● ●●● 他1名

賃借人は 宇治市宇治 ●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●

露天資材置場への進入路として利用するためです。

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。

現況は畑です。西側南側北側は畑、東側は道路です。

受付番号22番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市水主 地目は畑 面積2.55平方メートル 他1筆 計2筆 合計面積4.61平方メートル 所有権移転です。

譲渡人は 城陽市水主 ●● ●●● 他1名

受付番号23番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市水主 地目は畑 面積783平方メートル 他 1筆 計2筆 合計面積862平方メートル 所有権移転です。

譲渡人は 城陽市寺田 ●● ●●●

受付番号24番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市水主 地目は畑 面積99平方メートル 他1筆 計2筆 合計面積746平方メートル 所有権移転です。

譲渡人は 城陽市水主 ●● ●●●

譲受人はいずれも 宇治市宇治 ●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●

露天資材置場として利用するためです。

雨水排水は自然浸透を基本とし、設置する側溝と浸透柵で排水します。汚水、生活雑排水はありません。

隣接農地所有者から同意書及び経過書、南部土地改良区から受理証明書、意見書が提出されています

南部土地改良区からは

・雨水排水については配水計画図面のとおり施行し排水施設の維持管理もしっかり行うこと。

なお、排水計画を含む全体計画図を提出し、計画図面のとおり施行すること。

・境界に擁壁等を設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分考慮し設置すること。

・今回の転用に関する内容を十分に説明されたのち、隣接耕作者の同意書（経過書）を添付すること。

・転用地西側の南北と転用地北側の東西に布設してある土地改良区管理の既設配管については、擁壁等を施工する際は既設配管を破損させないように十分注意して工事を行い、従来どおり使用できるように残すこと。

・立会の際に農家組合から出た意見については、別途誓約書を農家組合に提出し、内容を遵守し進めること。

・その他諸問題が生じた場合及び農家組合・土地改良区の要望については、誠意をもって対応すること。

農政課からは

・周辺農地に影響がないように配慮してください。

管理課からは、

・府道に関する工事を行う場合は山城北土木事務所と協議を行ってください。

・申請地南側に存する市道を取り込まないように注意してください。

・市道に関する工事を行う場合は道路法による協議を行ってください。

・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

との意見が付されています。

資料 1 に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。当該地域は田畑が隣接しており、地下水、雨水の排水が困難な場所であるので、地元農家組合との協議により誓約書を交わされ、誓約書どおりに履行されると改善されていくと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●●委員 受付番号 2 1 番だけが賃貸借なのは何故ですか。また、賃貸額の金額は聞いておられますか。

事務局 当該地は西側への進入路として利用されるのですが、南側は貸付人農地で、貸付人

も進入路として借用したいので賃貸借は貸付人の意思であり、賃貸額についても双方で取り決めておられるので聞いておりません。

●●委員 以前にもこの地域で同一の譲受人の案件がありました、何らかの目的で買収を行っておられるのですか。

事務局 譲受人はこの地域全体を事業地として購入希望されており、この地域の地権者すべての方から購入したかったが、交渉が出来た地権者からの転用申請となっており、現段階ではまだ交渉できてない地権者もあります。

会 長 他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。
受付番号 2 1 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号 2 2 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号 2 3 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号 2 4 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第 5、議案第 1 9 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号 3 3 番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号 3 3 番について説明します。
本案件は新規設定で使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市上津屋 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●●さんは●● ●●さんの子で家族で上津屋で茶を中心に耕作されています。今まで●●さんが利用権設定されていましたが今回から●●さん名義で利用権設定されますので適格性に問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号 33 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号 34 番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号 34 番について説明します。
新規設定で使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●●さんについては、5月に新規就農で寺田●●●で利用権設定され、今回追加で利用権設定されます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号 34 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号35番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号35番について説明します。
新規設定で使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市富野 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 前回までは弟の●● ●●さんが利用権設定していましたが、今回から今までも共同で耕作している兄の●● ●●さんの名義で再度利用権設定されます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号35番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、議案第20号 相続税納税猶予に関する適格者証明についてを上程し受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
被相続人は、城陽市富野 ●● ●●
相続人は、城陽市富野 ●● ●●
相続開始年月日は令和3年10月30日です。
資料2に位置図等を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。申請された農地は適正に管理されており、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
質疑がないので、採決に入ります。
受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)
全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 日程第7、議案第21号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを上程し受付番号4番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号4番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市上津屋 ●● ●です。
資料3に位置図等を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されており、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
質疑がないので、採決に入ります。
受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)
全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 日程第8、報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号15番から17番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号15番について説明します。

	<p>内容は議案書のとおりです。 相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。</p>
事務局	<p>受付番号16番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は、城陽市奈島 ●● ●●です。</p>
事務局	<p>受付番号17番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は、城陽市観音堂 ●● ●●です。</p>
会 長	<p>只今、事務局から説明をしました。 ご意見・ご質問はございませんか。 （意見・質問なし）</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。</p>
会 長	<p>日程第9、報告第18号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号5番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号5番について説明いたします。 土地の所在は、城陽市枇杷庄 地目は畑 面積166平方メートル 届出者は 城陽市枇杷庄 ●● ●●です。</p> <p>場所は市街化区域です。 住宅建築のためです。 雨水は前面道路側溝に排水、雑排水は公共下水道に接続します。 環境課からは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 <p>との意見が付されています。</p> <p>資料4に位置図等を添付しております。</p>
会 長	<p>本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。周辺は住宅地区であり問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。</p>

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

会 長 日程第10、報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について専決
しました。受付番号4番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号4番について説明します。
土地の所在は城陽市奈島
内容は議案書のとおりです。
解約理由は双方合意による解約です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第10を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第7回定例総会を終了致し
ます。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願
い
ます。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員